

全国商工新聞

長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2018年
8月27日
第1920号

昔はお盆が過ぎると涼しくなったものですが、近年は9月中旬〜下旬まで暑さが続き、熱中症の予防に水分と塩分の補給、十分な睡眠、エアコンの上手な利用を心がけましょう。

記帳、商売、情勢、複数税率の学習など 班や支部で集まって話し合ひましょう

もうすぐ8月も終わります。3月の確定申告から半年が経過しましたが、記帳の進みはいかがですか？忙しい毎日ですが、少しずつでも記帳を進めましょう。半年間の商売を振り返ることで、経費等の見直しにつながることもあります。また、資産や土地の売買などは、通常の申告書に加えて別紙書類が必要です。可能なこと(もの)は今から準備・相談しましょう。ぜひ班や支部で、商売や記帳、情勢などについて語り合う集まりを計画してください。

税務署より事業所・事業主宛てに複数税率に関するパンフレット「よくわかる 消費税軽減税率制度」が送付されたことと思います。しかし、民商には「パンフレットを読んだが、よくわからない」という声も寄せられており、「軽減税率」なる複数税率の導入後、その複雑さや実務の煩雑さが全国の中小業者を苦しめることとなります。パンフレットの送り状にも書かれている通り、複数税率は飲食料品を取り扱う事業者だけでなく、全ての事業者に関係があります。

このような状況に危機感を抱き、関原支部では9月〜10月に、班会で複数税率の学習会の開催を検討しています。

民商は「会員が主人公」です。したがって、会員が「集まって話す」

ことこそが民商の基本であり、本来の姿であるといえます。この秋の運動の一環として、商売

や記帳に関する集まりでも、複数税率の学習会でもよいので、班や支部で集まって話し合ひましょう。



もしも税務調査の連絡があったら… まずは民商に連絡を！

税務調査には電話等での事前通知が法定化されています。通常の税務調査は任意であって、納税者の都合を優先し、「何を調査するのか、なぜ調査が必要なのか」を明らかにした上で行われるべきものです。したがって、調査の日時や場所について、都合の悪い場合は改めさせることができます。

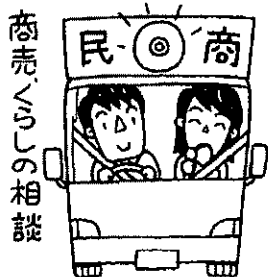
もしも税務署から税務調査の連絡があった場合は(事前通知



がなく突然訪ねてきた場合も同様)、調査日時を保留にし、まずは民商に「連絡ください。対策会議を開き、納税者の権利を学ぶとともに、具体的な対応策を練ります。納税者の権利を守るために、税務調査に応じるときは信頼できる人の立会いの上ですすめることが大切です。

確定申告・消費税・税務調査・労働保険など 仕事仲間や知り合いの業者に 長岡民商を紹介してください

仕事仲間や知り合いの業者に、ひとりで頭を悩ませている方がいらっしゃいましたら、ぜひ「長岡民主商工会」という団体があるから、話を聞いてみないか」と声をかけてください。そのひとことが困っている人を助けることとなります。また、入会者を増えることで私たち民商の力は強大なものになります。よろしくお願ひします。



消費税の相談・対策